

～晴れの門出を記念植樹で～



▽：「成人の山」として村外にも広く知られている本村の山成…△
▽：年記念植樹祭が、ことしも五月三日の憲法記念日をトし…△
▽：成人の山で実施しました。……………△

村の成年祭

成人の山で記念植樹

◆五年間で七千本を植える！

この日、晴れの門出を祝う四二名の若人をはじめ、村内各代表者五〇余名が参加し、午前九時から現地で開催式を挙行、該当者全員に成年証書、記念品（電気スタンド）がおくられ、先輩からの祝辞にはげまされ、午前中全員でひのき苗千二百本の記念植樹を行ったのち、婦人会による炊出しのにおにぎりや紅白まんじゅうに舌づみをうち午後は、記念撮影、映画観賞などで、たのしい一日をおくりました。

なお、この成人の山による記念植樹は山村に生をうけた若人たちが、山林緑化

白川東報

発行所 岐阜県加茂郡公民館
印刷所 白川村印刷所
今井印刷

の重要性を認識すると共に伸び育ち行く若木の如く、すこやかに育ち、将来村の中堅として緑り豊かな郷土を築き上げることがねがいとして、自らの手でその基礎を造り出そうと云う意味あいから、昭和三十一年度からはじまつたもので、こゝとして丁度五年目となり、いままでに、面積約三町歩植樹本数ひのき七千本、すき三百本の記念林ができてきたわけだ。

大明神開拓道路 延長一八、七五〇米

本村大明神から付知町広屋林へ通ずる大明神開拓道路の開通式が、去る五月七日現地で、県知事代理（林出納長）はじめ県工事関係来賓や、村、地元関係者が多数出席して行われました。

この開拓道路は、農林省の委託事業として、県開拓課が施工、総工費一、三三二万円で、延長は八七五〇米（内本村工区分四八九二米）におよび、昭和二十六年着工、三十一年に開通、同三十四年一月補修完了し

「新農村振興計画」

ことは茶園造成に力こぶ

本村の将来を左右する産が、あつまつて再三協議検討業振興対策としての新農村振興計画が樹てられ、いよいよことしから実施することになりました。

この新農村振興計画は国の施策にもつき、昨秋以来、役場、村議会、農協はじめ各種団体の代表者をとり上げ、国の特別助成

事業として、事業費二二五万円（内国庫補助六七万五千円）で、開墾による集団茶園五町歩を開設することになりました。

なおこの茶園造成事業は今後五カ年の間に総事業費二、四八三万円で、開墾五〇町歩、新植一〇町歩が計画されており、既設の茶園四〇町歩を併せて、将来一〇〇町歩の茶園を造る構想で進んでいます。

赤十字協力を

博愛精神を基として、国境も人種も政呼びかけていますが、村ではこの赤十字運動の趣旨からも、是非加入したいとくよう、各家庭のご協力をのぞんでいます。

この五月一は、赤十字社員増強運動の月間として、新しい社員の新加入をすすめています。本村でも、従来、赤十字運動の一環として、白い羽根赤十字募金により、広く一般から協力があつてい

農協組合長 再選

新しい役員をきまる。去る4月23日の農協総会まで、こんご四ヶ年農協運営の重責をあづかる新しい役員が、決まりました。

（理事組合長）安江専一（理事）安江通、今井源安江正義、安江辰也、松島角一、安江唯己、安倍時夫、今井弘毅（監事）神戸正樹、安江文一、伊藤稔

35年度 一般会計 ~ 2,201万1千円

◇特別会計 ~ 1,245万9千円◇

この予
算額は、経済状況の変化等に
伴う自然増を見込めば、全
体では昨年度当初予算と大
差なく、一般会計で二〇

この当初
予算は従
前からの
健全財政
確立の線
に沿って
極力冗費
の節減に
つとめ候
重に編成
された結
果一般会
計が二、
二〇一万
五千円、
国保会計
一、一九
七万三千
円、公益
質舗会計
四万六千
千円で、
総額三、
四四七万
四千円と
なりまし
た。

ことし一年の村の家計簿でもある三十五年度予算は三月二十八日の村議会の議決を経て、この四月からす
この当初
予算は従
前からの
健全財政
確立の線
に沿って
極力冗費
の節減に
つとめ候
重に編成
された結
果一般会
計が二、
二〇一万
五千円、
国保会計
一、一九
七万三千
円、公益
質舗会計
四万六千
千円で、
総額三、
四四七万
四千円と
なりまし
た。

で五七万二千円の減、公益質舗会
計二万円の増で、総額では差引一
四六万三千円が増加したわけだ
しかし、当初予算では主として通
常経費を見込み計上したものであ
り、ことしは特に新農村振興計画
とあり。なお、当初予算の内訳は別表の

歳 出

(△印は減)

歳 入

(△印は減)

一 般 会 計

科 目	予 算 額	前年との比較増減
① 会議費	660,000	172,000
② 会場費	5,430,400	1,169,200
③ 消防費	1,500,000	380,000
④ 土木費	537,000	50,000
⑤ 教育費	4,940,300	234,800
⑥ 育英費	711,000	△234,800
⑦ 小学校費	2,019,000	229,600
⑧ 中学校費	1,291,000	137,300
⑨ 公民館費	97,700	20,000
⑩ 社会福祉費	821,600	123,400
⑪ 労働施設費	415,600	8,300
⑫ 保健衛生費	1,655,400	812,400
⑬ 産業経費	3,259,100	93,200
⑭ 財産費	1,141,300	59,500
⑮ 統計調査費	110,500	83,500
⑯ 選挙費	100,900	△215,100
⑰ 公債費	426,000	△20,000
⑱ 諸支出金	1,683,500	△844,500
⑲ 予備費	155,000	△2,300
歳出合計	22,015,000	2,015,000

科 目	予 算 額	前年との比較増減
① 村 税	9,452,000	928,000
村 民 税	1,534,000	44,000
固定資産税	4,685,000	199,100
軽自動車税	233,000	30,500
たばこ消費税	1,045,000	11,000
電気ガス税	900,000	200,000
木材引取税	1,050,000	450,000
入 湯 税	5,000	△1,000
② 地方交付税	7,500,000	200,000
③ 公企業及財産収入	2,040,000	339,600
④ 使用料及手数料	162,200	19,600
⑤ 国庫支出金	210,000	50,000
⑥ 県 支 出 金	611,000	△51,500
⑦ 繰 越 金	1,680,000	52,000
⑧ 雑 收 入	241,000	2,500
歳入合計	22,015,000	2,015,000

((国民健康保険会計))

毎月十五日は農休日
(この一日を有意義に
くらしましょう)

科 目	予 算 額	前年との比較増減
① 事務所費	617,500	46,900
② 保険給付費	3,291,000	111,000
③ 保健施設費	265,000	△94,750
④ 財産費	30,000	2,000
⑤ 公債費	5,000	0
⑥ 諸支出金	144,500	80,850
⑦ 予備費	50,000	0
歳出計	4,403,000	146,000

歳 出 (△印は減)

科 目	予 算 額	前年との比較増減
① 国民健康保険料	1,815,000	162,000
② 財産収入	7,150	1,050
③ 国庫支出金	1,637,450	9,070
④ 県 支 出 金	31,000	△1,600
⑤ 繰 越 金	600,000	△200,000
⑥ 繰 越 金	195,400	145,400
⑦ 雑 收 入	117,000	30,140
歳入計	4,403,000	146,000

歳 入 (△印は減)

1 事業勘定

特 別 会 計

科 目	予 算 額	前年との比較増減
① 施設費	4,606,100	157,800
② 医療費	2,185,500	△879,800
③ 給食費	728,400	4,000
④ 予備費	50,000	0
歳出計	7,570,000	△718,000
歳出合計	11,973,000	△572,000

歳 出 (△印は減)

科 目	予 算 額	前年との比較増減
① 診療収入	4,660,000	△140,000
② 一部負担金	2,370,000	220,000
③ 使用料及手数料	50,000	15,000
④ 雑収入	390,000	△13,000
⑤ 繰入金	100,000	△800,000
歳入計	7,570,000	△718,000
歳入合計	11,973,000	△572,000

歳 入 (△印は減)

2 診療施設勘定

科 目	予 算 額	前年との比較増減
① 事務所費	15,000	△9,000
② 貸付金	300,000	0
③ 積立金	160,000	30,000
④ 諸支出金	10,000	0
⑤ 予備費	1,000	△1,000
歳出合計	486,000	20,000

歳 出 (△印は減)

科 目	予 算 額	前年との比較増減
① 回収金	270,000	0
② 利子収入	36,000	0
③ 繰入金	150,000	20,000
④ 雑収入	30,000	0
歳入合計	486,000	20,000

歳 入 (△印は減)

((公益質舗会計))

みんなでカやハエを退治しよう



これからの季節蚊やハエがすさまじい勢いで繁殖し活動を再開します。健康で文化的な生活環境をつくり上げるためにも、蚊やハエの駆除にこつとめましょう。

◆ハエを駆除するには……
①ゴミはやたらに捨てないでふたのある容器にいれること。
②便所の汲取口は完全なフタをし、便器にもフタをし、窓には網を張る。
③空地や川にゴミをすてないこと。

◆蚊を駆除するには……
①水たまりは全部土砂で埋める。
②防火用水などには、魚を飼つたり時々水をかえる。
③下水は絶えず清掃して流れをよくする。
④空かん、空びんなどに雨水がたまらぬようにする。

④肥料のため、畜舎などには網戸を張るか、残留噴霧する。

国民年金のしおり(拠出制)(2)

◆保険料額
(1)保険料額
①二十五才以上三十五才未満は月額百円。
②三十五才以上六十才未満は月額百五十円。
(2)納付義務
①被保険者は保険料を納付しなければならない。
②世帯主は、その世帯の被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
③配偶者の一方は、被保険者である他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

(3)納付免除
①法定免除者
▽障害年金又は母子福祉年金の受給権者であるとき。
▽生活保護法による生活扶助又はらい予防法による援助を受けているとき。
▽申請免除者
▽所得がないとき。
▽被保険者又は世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助又はらい予防法による援助を受けているとき。

▽地方税法に定める障害者又は寡婦であつて、年間所得十三万円以下のとき。
▽その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき

(4)納期限、納付方法
①納期限
一、二、三月分はその年の四月末日まで。
四、五、六月分はその年の七月末日まで。
七、八、九月分はその年の十月末日まで。
十、十一、十二月分は翌年の一月末日まで。

②納付方法
▽納期限前に納付するには国民年金印紙による納付の方法によらな

ければならない。四月から十二月までの各月の保険料を、納期限経過後翌年の四月三十日までの間に納付するときも同様とする。

▽一月から三月までの、各月の保険料をその年の五月一日以後に、四月から十二月までの各月の保険料を翌年の五月一日以後に納付するには、国民年金印紙による納付の方法によることができな

▽印紙による納付は、国民年金手帳に国民年金印紙をはり、納期限までに県知事又は市町村長に提出し、その検認をうけなければならない。

「防犯」カギを忘れぬように 遊興「おあそび」は夜11時まで

☆盗難の九割までがカギなし

▽自転車の盗難がひんぱんに起きていますが、どんな時に盗られるでしょうか?……一番の原因はカギを忘れぬからですか?……カギを掛けるよう習慣づけましょう。

▽これからの季節、行楽や野良仕事で家を空ける機会が多くなりますが、この三年間県下でもあき曇にやられた件数をしらべて見ると、四四一件中……

○戸締りのない表や裏口から入つたもの三三五件
○カギをこわして入つたもの三三三件

○窓ガラスを破り、カギをこわして入つたもの二九件
○その他四五件……

で、どるほうは、戸締りがない出入口をねらうのが多いことがわかります。外出するときは必ず戸締りをし、近所の人にも頼んでおくことが大切です。

☆夜間営業(十一時まで)

風俗営業(料理店など)の営業時間は、午前十時から午後十一時までです。あんまりおそくまで飲んでさわがないよう、時間までに切り上げて帰りましょう。

土地台帳法 家屋台帳法 止

今まで不動産に関する制度は、権利関係を明確にする登記制度と、不動産の現況を明らかにする公簿(土地台帳、家屋台帳)との二つに分離されていたが、今

国会で成立した不動産登記法の一部改正で統合一元化することになりました。つまり従来の土地台帳法、家屋台帳法を明らかにすることとすべて登記簿に包含されるのです。

これによつて、二重の手数と費用を負担しなければならなかつた利用者は助かることとなります。

村民税を減免 条例の一部改正

さきの村議会で可決成立をみた村税条例の一部を改正する条例が四月一日に公布されました。この改正の重点は、村民税の税率に関する部分で、従来の税率が「課税所得金額五万円以下百分の二、五万円をこえる金額百分の三」となつていたので、十万円以下百分の二、十万円をこえる金額百分の三」となりました。したがつて課税所得金額十万円以下の部分について税額五百円の減税をされることとなります。

院長に佐分利先生 東白川病院人事

三十二年四月着任以来三カ年、東白川村病院院長として、村民の健康管理、治療に活躍されていた川村正美先生には、このほど揖斐町揖斐病院へ転任され、病院長には外科の佐分利信三先生が就任されました。

また内科医の後任として去る四月十四日、名大医学部青山内科から林博敬先生(三七才)をむかえました。

みんなの「交通事故」を防止しよう 協力で「正しく通行する運動」実施中

最近の自動車交通の増加に伴い、狭い道路に車や人がひしめきあい、その結果いたまじい交通事故が続発しています。

このような事故は、運転者の不注意によることもさることながら、歩行者、自転車などの不規則な交通による場合も決して少なくありません。

- 正しい通行の心得○
- (1) 歩く人は必ず右側通行とし、道路横断も必ず左右
 - (2) 自転車は必ず左側を一路になつて進行しましょう
 - (3) 看板、屋台などによる道路不法使用(占用)はやめましょう
 - (4) 道路上に、自動車や障害物となるものを放置しないよう気をつけましょう
 - (5) 運転者は何時の場合も正しい安全運転を励行しましょう

ちなみに、本年一月から三月までの県下の交通事故のうち歩行者や自転車側の責任のあるものが全体の四八・六%を占めております。

およそ交通事故には、歩く側や自転車乗りからすればその原因はすべて運転手側にあるようきびしく指摘されていますが、事故を招く原因の半数はやつぱり歩行者や自転車側にもあることが統計上からもはつきり証明されています。したがって、歩く人も自転車乗りも正しく通行することを守ることこそ、交通事故から自分を守る一番安全な方法と云うことになりまます。

米粒に3千字の経文

＝安田さん神技を公開＝

心眼と心算を駆使する安田さん、米粒に三千字の経文をわずか二十八分で書くことが出来る。その神技は、四月十日、八日役場を訪れました。

この人は北海道の人で、細字内筆彫刻家として六才の時より細字や彫刻を学び、十七才より全国行脚をつらぬいて、米粒や小豆



(写真は安田さん夫妻と村長)

釘の先などで腕時計の竜頭に入つた人で「人間はどんなことでも一心不乱にやれば何事も成ると云うことを身をもって体験し、全国を行脚してこの尊い教えを説いている」と語っていました。

つた娘さんの命日をむかえ可愛い娘の供養がわりにと審附されたもので、役場ではこの尊い心ざしを汲んで目下その使い途を考えています。

とかく、今までは「働く」ことのみを美風としていた農村で「休日」を云うと叫び声は尊いものです。現にこの村でも毎月一回(十五日)の農休日が設けられているが、どうもこの村では、この農休日をうまく利用している家庭は少ないようです。中には村中あげて、リクリエーションなり、話し合いの集いに参加して、大いに楽しんでいる村が増えています。

農繁期……ヤレお茶が伸びた……やれお蚕だ……ツレ田植えがおくれるゾ……と気もあせつてくるわ、耳元で誰れかが「もつとやれもつと穫れ」とがなりたてられ気の遠くなるように忙がしい。体が二つあつとも三つあつても足りないといわれる農繁期……それだけに尙更体の疲れを休める休日が必要です。

百姓には、日曜も祭日も

忙がしくて考えるひまもないかもしれないが……働けど働けど、なおわが暮し楽にならざり……云々と詩つた啄木の如く、じつと手をつためて考えるだけの余裕もほしいものです。

とにかく、忙がしくて休暇がない。休めないから考えない、考えないから忙がしい……このようないたごっこでは、いつまでも農村の生活はよくならないと思ひます。やつぱり、休養を第一目的としてつぎの労働に備へると共に、頭の中を明日への生活を創り出すための「休日」がほしいものです。

供養がわりに 二万円
五加今井さんから

亡くなつた愛娘の十年忌の費用を割いて、何か村の社会福祉事業にでも充て、ほしいと、このほど五加今井時夫氏(大平工業社長)から金二万円を役場へ寄せられました。

今井さんには、十年前通学の途中事故のため亡くな

村の図書室

- ★近着図書紹介★
- 集会和会議の開き方進め方
- 近藤唯一 指導力の養い方
- 村瀬昇一 戸塚 廉
- 新しいPTA読本
- 人の採り方扱い方
- 田中要人 アイデア三六五日
- 豊沢豊雄 話はこちらなさい
- 江木武彦 生活の中の読書石上太郎
- 宇宙ロケット読本
- 久住忠男 くらしの中の外国語
- 普通社出版 スポーツ八十年史
- 東 俊郎 もの正しい考え方
- PW・ジエブソン マス・コミニケーション入門
- 南 博 裸の日本人
- 佐藤忠男 愛国心と教育
- 新井恒男 シナリオの構成新藤兼人



ないと言われます。もちろん農村での生産と云うことは直接肉体労働につながりすべてがお天道様まかせであるだけに休日なんか有つても無くても余計な事だと怒られかねません。しかし、真面目に考えて働くことを酷使することはないようです。ものをたくさん作り出すことも大切ですが、いっせいで体をやぶるような生産性をたかめることを考えた方がよさそうです。